

避難支援等
関係者
向け

ほ う ふ し
防府市

よ う は い り よ し ゃ ひ な ん し え ん
要配慮者避難支援

ガイドライン

わたしたちで**救える命**が
そこにはあるのです



●●●はじめに●●●

近年、日本国内では、毎年のように多くの自然災害が発生しています。中でも高齢者や障害者等、特に配慮を要する方(要配慮者)が被害を受けることが多く、平成23年に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち**約6割が高齢者**であり、**障害者の死亡率は被災住民全体の約2倍**にも上り、要配慮者支援に関する課題が浮き彫りとなりました。

災害発生時、行政による支援(公助)には限界があり、**地域での助け合い(共助)が被害の拡大を防ぐ大きな役割を担います。**

そこで防府市では、【山口県要配慮者支援マニュアル策定ガイドライン(平成26年6月)】を参照し、本ガイドラインを作成しました。本ガイドラインは、避難行動要支援者の避難支援を行う方を対象に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑に避難支援を行うための【個別避難支援計画】づくりの手順をまとめています。いざという時に備え、地域住民と避難行動要支援者が話し合い、事前に取り組む内容や災害時の行動を確認し、共有しておきましょう。

また、本ガイドラインは、**避難支援等関係者に避難行動要支援者の支援を「強制」するものではありません。**各自治会、民生委員等の皆様が共に話し合い、**できる限りのご協力**をお願いします。

目次

第一章 まずは 知ることから 始めよう

- 5 避難行動要支援者名簿とは?
- 6 避難行動要支援者の
避難支援について
- 10 災害別の対応方法
台風・大雨の場合
- 11 洪水・土砂災害の場合
- 12 地震・津波の場合
- 13 非常持出し品チェックリスト

第二章 個別支援 計画を つくろう

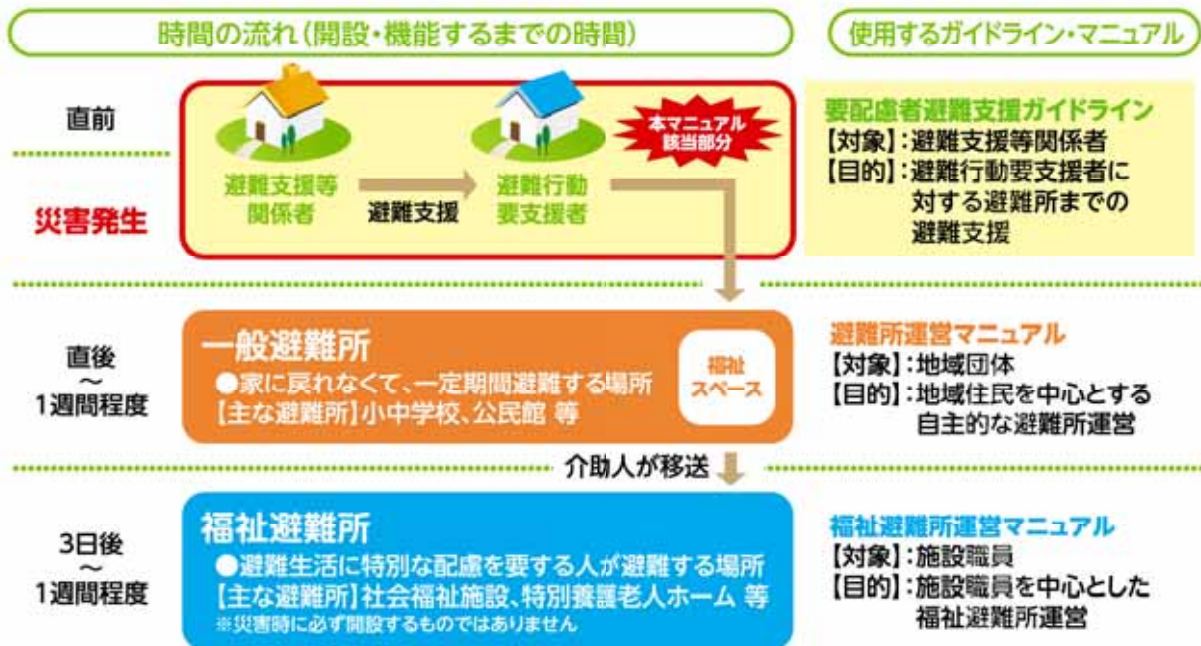
- 15 各担当の役割
- 16 名簿情報の申請・提供の流れ
- 17 避難行動要支援者の
個別支援計画を立てよう
- 18 ①避難行動要支援者名簿を確認しよう
- 19 ②地域の状況を確認しよう
- 20 ③支援する人を決めよう
- 22 ④避難行動要支援者と相談しよう
- 23 ⑤避難ルートや掛かる時間を確認しよう
- 24 ⑥個別支援計画を立ててみよう
- 26 ⑦もう一度話し合おう
- 27 個別支援計画づくりに困ったら

第三章 早めに 避難を しよう

- 29 避難準備情報・
情報の流れ
- 30 避難準備について・
不同意者の支援について
- 31 避難支援について・
避難所担当者への引き継ぎ
- 32 避難支援等関係者
チェックリスト
- 34 よくある質問Q&A

ガイドラインの使い分け

防府市では災害の発生に備え、時系列に沿って「要配慮者避難支援ガイドライン」、「避難所運営マニュアル」、「福祉避難所運営マニュアル」を作成しています。本ガイドラインは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難行動要支援者の避難支援等をするために参考にさせていただくものです。



用語の定義

要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等、災害時に特に配慮を要する方

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが著しく困難な方であって、円滑かつ迅速な避難を行うため、特に支援を要する方

要配慮者

自宅で生活している方たち

自力で避難できない方たち
(避難行動要支援者)

社会福祉施設入所者

長期入院患者

～第一章～

まずは
知ることから
始めよう

避難行動要支援者名簿とは？
どんな災害があるのか？
まずは知って、理解しましょう



避難行動要支援者名簿とは？

避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿

避難行動要支援者名簿に記載する方の範囲

避難行動要支援者名簿に記載する方の範囲は、生活の基盤が施設等ではない方のうち、以下の要件に該当する方となります。

要介護者	要介護3～5の認定を受けている者 要介護1、2の認定を受けている者で本人等から申し出のあった者
障害者	身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者 療育手帳の重度(A)の判定を受けている者 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 障害を理由とする公的年金の1級を受けている者 特別児童扶養手当の1級又は特別障害者手当を受けている者
難病患者	難病患者のうち、特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者 難病患者のうち、小児慢性特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者
その他	乳幼児で保護者等から申し出のあった者 妊産婦で本人等から申し出のあった者 外国人で本人等から申し出のあった者 上記以外で市長又は避難支援等関係者が避難支援等の必要を認めた者

名簿の提供先 (避難支援等関係者)

①防府市消防本部②山口県警察③民生委員・児童委員④防府市社会福祉協議会⑤自主防災組織及び自治会⑥その他避難支援等の実施に携わる関係者

避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等の必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載しています。

避難行動要支援者の避難支援

高齢者

種別

寝たきり 高齢者

身体状況等の特性

- 寝たきりのため、自分の状況を伝えることが困難な場合がある。
- 自力で行動することができない。



避難支援時に配慮すべき点

- 車いすやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましい。
- 上記移動用具の確保が難しい場合、毛布等で作った応急担架やおぶいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。

認知症 高齢者

- 時間、場所、人に関する認識が混乱することがある。
- 環境の変化に弱い場合がある。
- 日頃から介助している家族等がいる場合は、避難時に必要な介助方法を共有しておく。



- 叱ったり怒鳴ったりせず、冷静に根気よく簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせることが重要。
- 必ず誰かが付き添い、手を引く等して移動させ、1人にならないように気を付ける。
- 避難時、災害の不安から大声や奇声をあげる等の異常な行動を取る場合があるため、日頃から介助している家族等が同伴する等配慮する。



障害者

種別

目が 不自由 な方

身体状況等の特性

- 素早い行動が困難。
- 被害の状況を知ることが困難。
- 住み慣れた地域であっても、災害時にはいつもどおりの行動ができなくなる場合がある。



避難支援時に配慮すべき点

- 視覚による状況判断が困難なため、音声による情報伝達や状況説明を行う。
- 誘導するときは、目が不自由な方より半歩前に立ち、白杖を持たない方の手で肘の上をつかんでもらい、歩行速度に気を付けながらゆっくり歩く。
- 盲導犬を伴っている人に対しては方向を説明し、直接盲導犬を引いたり触ったりしない。

について

障害者

種別

耳が 不自由 な方

身体状況等の特性

- 音声による情報が伝わらないため、視覚外の異変・危険の察知が困難。
- 言葉で人に知らせることが困難。

避難支援時に配慮すべき点

- 音声による避難誘導の指示が認識できないため、手話・筆談・身振り等により情報伝達をする必要がある。

体が 不自由 な方

- 障害の部位や程度によって自分自身で行動できることが異なる。
- 日頃から介助している家族等がいる場合は、避難時に必要な介助方法を共有しておく。

- 自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましい。
- 上記移動用具の確保が難しい場合、毛布等でつくった応急担架やおぶいひもでおぶったり、毛布等でつくった応急担架等により避難させる。

内部障害 ・難病 の方

- 自力での行動が困難な場合がある。
- 外見からは障害のあることが分かりづらい。
- 心臓・腎臓・呼吸器等に機能障害があり、人工透析等医療的援助が必要な場合がある。
- 難病の方の中には、電源等ライフラインの途絶や医療ケア・薬の不足等により、即、命の危険につながる疾病、障害特性を持っている場合がある。

- 自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましい。
- 上記移動用具の確保が難しい場合、毛布等でつくった応急担架やおぶいひもでおぶったり、毛布等でつくった応急担架等により避難させる。
- 常時使用している福祉用具や日常生活用具(ストマ等)、医療機器(機器によっては、電気、酸素ボンベが必要)を確保するとともに、医薬品を携帯する、又は医薬品や病状を適切に伝えられるよう、あらかじめ記載した手帳等を携帯する。



障害者

種別

知的障害の方



身体状況等の特性

- 一人では理解や判断することが困難。
- 環境の変化に弱い場合がある。



避難支援時に配慮すべき点

- 叱ったり怒鳴ったりせず、冷静に絶えず優しい言葉をかけるようにする。
- 必ず誰かが付き添い、手を引く等して移動させ、1人にならないように気を付ける。
- 避難時、災害の不安から大声や奇声をあげる等の異常な行動を取る場合があるため、日頃から介助している家族等が同伴する等配慮する。

精神障害の方

- 災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。
- 自分で危険を判断し、行動することができない場合がある。
- 普段から服薬している場合がある。



- 叱ったり怒鳴ったりせず、冷静に根気よく簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせることが重要。
- 必ず誰かが付き添い、手を引く等して移動させ、1人にならないように気を付ける。
- 服薬を継続することが必要な人が多いため、日頃から自ら薬の種類を把握するよう指導しておくとともに、避難時には必ず携帯する。

その他

種別

妊産婦の方

身体状況等の特性

- 日常の会話や連絡についての支障が少ない。
- 妊娠時期によるが、迅速な移動が困難であったり、精神的に情緒不安定となる可能性がある。



避難支援時に配慮すべき点

- 本人の意向を確認することが容易なため、避難時に必要な介助を決めておく。
- 妊娠時期によっては、車いすやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましい。

その他

種別

乳幼児



身体状況等の特性

- 摂取できる食事に、アレルギー等の制約がある場合が多い。
- 日頃から非常持出し品を準備する。



避難支援時に配慮すべき点

- 基本的には保護者と協力して、避難時に必要な介助方法を決めておく。
- 自らの移動は困難であるが、搬送は比較的容易である。ただし、身体的にか弱いため、無理な移動手段は避ける。

外国人



- 日本語の理解が不十分な場合がある。
- 日頃からの情報伝達の方法を決めておく。



- 災害時の情報伝達について、多言語や絵、身振りで伝達をする。
- 地理に疎く安全な場所への避難が遅れるおそれがあるため、場合によっては、手を引く等して移動する。

重要!!

避難行動要支援者への支援について

災害発生時の避難支援は、大きく分けて「情報伝達」、「安否確認」、「避難支援」の3つに分類されます。避難行動要支援者の安全を確保するためには、それぞれの状況に応じた支援が必要となります。避難支援等関係者は、平常時から避難行動要支援者本人又はその家族と支援方法を話し合い、避難時に配慮すべき事項等を確認しておきましょう。

情報伝達

災害情報の把握が必要な方に対し、避難準備情報等の情報提供を行きましょう。

安否確認

災害時に、電話や訪問により安否確認を行きましょう。

避難支援

自力での避難が困難な方に対し、避難場所まで避難支援を行きましょう。

※避難支援等関係者の安全確保について

- 避難支援等関係者となった方は、災害時にはまず、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を確保してください。
- 避難支援等関係者自身等の安全を確保した上で、避難行動要支援者の災害時の支援を可能な範囲で行ってください。
- 避難行動要支援者の支援については、支援を行う法的義務を負うものではありません。

災害別の対応方法

台風・大雨の場合

台風・大雨については事前の予測がある程度可能ですが、避難行動要支援者は、避難により多くの時間がかかり、自力で安全な場所へ避難することが困難であるため、避難支援が必要となります。また、避難支援等関係者が避難する時間も確保する必要があります。そのため、正確な情報を入手した上で、**早めに避難行動要支援者に台風や大雨の接近を知らせ、接近中は外出をしないことや困ったことがあれば知らせてほしい旨を伝えてください。**また、夜間の避難行動は危険なのでできるだけ避けましょう。

台風・大雨の対応



① 停電や断水に備え、非常持出し品を準備しよう

- ▶ 非常持出し品を用意しておいてもらいましょう。場合によっては、避難行動要支援者の準備を手伝いましょう。(P.13参照)



② 無理は絶対にしない

- ▶ 洪水等により避難路が浸水している場合は、無理に避難をせず、屋内の2階以上の安全を確保できる高さの所に緊急避難(垂直避難)しましょう。



風の強さと吹き方

予報用語	平均風速(m/秒)	人への影響
やや強い風	10～15	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。
強い風	15～20	風に向かって歩けない。転倒する人もでる。
非常に強い風	20～25	しっかりと身体を確保しないと転倒する。
	25～30	立ってられない。
猛烈な風	30～	屋外での行動は危険。

雨の強さと降り方

予報用語	1時間雨量(ミリ)	人の受けるイメージ
やや強い雨	10～20	ザーザーと降る。
強い雨	20～30	どしゃ降り。
激しい雨	30～50	バケツをひっくり返したように降る。
非常に激しい雨	50～80	滝のように降る。(ゴーゴーと降り続く)
猛烈な雨	80～	息苦しくなるような圧迫感がある。

洪水・土砂災害の場合

梅雨やゲリラ豪雨等で大雨が降ると、洪水や土砂災害の危険が高まります。**洪水や土砂災害が起きる前に、气象台や県等が発表する情報・災害が起きる危険信号を察知し、速やかに行動に移すことが重要です。**

しかし、場合によっては家から出ることが危険なこともあるため、屋内の2階以上の安全を確保できる高い場所への避難(垂直避難)も考えられ、状況に応じた判断が必要です。

洪水・土砂災害の対応



①大雨や洪水の情報入手する

- ▶ 大雨等による土砂災害発生の危険度が高まったとき、下関地方气象台と県から「土砂災害警戒情報」が発表されます。また、インターネットからアクセスし、「土砂災害警戒情報システム」で情報を得ましょう。

②普段と異なる状況(前兆現象)に気づいたら避難を

- ▶ 土砂災害警戒情報等が発表されていなくても、前兆現象に気づいた場合、市役所等に連絡をし、避難行動要支援者と避難を開始してください。

土砂災害の種類と前兆現象

崖崩れ



大雨が降ったり地震によって地盤が緩んだりして、突然崩れ落ちること。

土石流



長引く雨や台風の大雨で、谷や山の地面の土や石が一気に流されること。

地すべり



緩やかな坂で粘土のような滑りやすい土に雨がしみて地面が動くこと。

前兆現象



- ・崖から濁った水が出る
- ・地下水や湧き水が止まる
- ・崖から音がる

前兆現象



- ・山鳴りがする
- ・雨が降り続けているのに、川の水位が下がる

前兆現象



- ・斜面や地面にひび割れができる
- ・井戸や沢の水が濁る
- ・崖や斜面から水がふき出す

地震・津波の場合

地震は、台風や大雨のように事前の予測ができません。家族と一緒にいない時に建物の倒壊による負傷等で、普段は支援を必要としない人に支援が必要となることが考えられます。また、**地域全体が被災地(者)となるため、避難支援等は難しいものになることも考えられます。**まずは自分の身の安全を確保した上で、余震や建物の倒壊等の危険を避け、**無理のない範囲で避難支援等を行ってください。**

地震・津波の対応

①正しい情報を入手する

- ▶ テレビやラジオ、防災行政無線、携帯電話等から正しい情報を入手しましょう。



②狭い路地や、塀ぎわ、崖や川べりに近寄らない

- ▶ 狭い路地や塀ぎわでは、瓦の落下やブロック塀・コンクリート塀の崩壊があるので近寄らないようにしましょう。
- ▶ 崖や川べりは地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので、これらの場所から遠ざかりましょう。



③適切に行動し、避難する

- ▶ 活動しやすい服装で、原則として徒歩で避難しましょう。ただし、避難行動要支援者等の避難支援においては、自動車の利用も検討しましょう。

④地震後の津波に注意する

- ▶ 情報を入手し、津波の危険性がある場合はより高い場所へ避難しましょう。

⑤高い場所まで避難する 時間がない場合

- ▶ 近くの頑丈な建物(鉄筋コンクリート造)等の3階以上を目安に避難しましょう。








備えてあるかチェック!

避難行動
要支援者の
準備も!!

非常持出し品 チェックリスト



一次持出し品の例(災害発生時最初に持出すもの)

- 食料** クラッカー・ビスケット・乾パン・缶詰等、火を通さずに食べられるもの
- 飲料水** ミネラルウォーター、お茶のペットボトル等 
- 救急セット** 胃腸薬・解熱剤・かぜ薬・目薬・傷薬・脱脂綿・包帯・ばんそうこう 
- 衣類** 帽子・下着・タオル・雨具・軍手等 
- 貴重品** 多少の現金・通帳・印鑑・健康保険証 
- その他** 懐中電灯・乾電池・ろうそく・マッチ・ライター・携帯ラジオ・携帯電話(充電器)・緊急連絡先手帳・缶切り・栓抜き・ナイフ・紙食器・紙コップ・ラップフィルム・ビニール袋・ウェットティッシュ等 

要配慮者の備え例

- 寝たきり高齢者・
認知症高齢者** 紙おむつ・携帯トイレ・おむつ交換用ビニールシート・幅広いひも(おぶいひも)・常備薬・お薬手帳等
- 視覚障害者** 手袋・眼鏡・白杖・時計(音声・触知式等)・点字版・常備薬・お薬手帳等
- 聴覚障害者** 補聴器(専用電池)・メモ用紙・筆記用具(筆談用)・笛・警報ブザー・情報端末・お薬手帳等
- 肢体不自由者** 紙おむつ・携帯トイレ・おむつ交換用ビニールシート・幅広いひも(おぶいひも)・車いす・タオルケット・補装具・電動車いす用バッテリー・お薬手帳等
- 内部障害者・
難病患者** 携帯用トイレ・常備薬・お薬手帳・食事セット(治療食)
【じん臓障害】透析施設リスト・透析検査データのコピー等
【呼吸器障害】携帯用酸素ボンベ等
【ぼうこう・直腸障害】ストマ装具・洗腸セット(水・ウェットティッシュ・ビニール袋・輪ゴム・はさみ)等
- 知的障害者** 常備薬・お薬手帳・本人がこだわりを持っている身の回り品・本人が食べられる食料等
- 精神障害者** 常備薬・お薬手帳・ミネラルウォーター等
- 乳幼児** 紙おむつ・ウェットティッシュ・粉ミルク・ミネラルウォーター・お薬手帳等
- 外国人** パスポート・お薬手帳等

※手帳所持者は、手帳の写しを持出し品袋等に入れておく

※常備薬がある人は、かかりつけ病院名、病名、薬の種類等を書いたリストを作成しておく

～第二章～

個別支援計画 をつくらう

災害や個人の事情にあった
避難行動要支援者の
個別支援計画を
つくりましょう



各担当の役割

平常時の 支援活動

避難行動要支援者

- 避難準備情報等の理解
- 避難支援に関する理解
- 避難支援等関係者との信頼関係の醸成

避難行動時の 支援活動

- 避難支援等関係者とともに避難所への避難等



避難支援等関係者

- 避難行動要支援者名簿の受領
- 避難行動要支援者への個別訪問等による信頼関係の構築
- 避難準備情報等の理解
- 避難支援に関する理解
- 避難行動要支援者との信頼関係の醸成
- 個別情報取扱研修

- 避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全確保
- 避難行動要支援者への情報伝達、安否確認、避難支援
- 市との連携



市役所

- 避難行動要支援者名簿の作成・提供
- 個人情報取扱研修
- 個別支援計画の作成支援
- 災害発生時に備えた県との連携等

- 避難準備情報等の発令
- 避難支援等関係者への情報伝達
- 関係機関との伝達状況の整理・把握



名簿情報の申請・提供の流れ

防府市からの平常時の避難行動要支援者情報は、以下の流れで提供されます。

① 活動内容を検討

地域での支援方法を検討し、名簿情報の提供を受けるか決定します。



② 名簿情報提供の申請

申請書を市に提出します。

④ 個人情報の研修 名簿情報の提供

市から個人情報取扱研修を受けた後に、名簿情報の提供を受けます。



③ 協定の締結

実施団体と市の間で名簿情報の適正管理等に関する協定を締結します。

⑤ 支援体制の構築

名簿情報を基に避難行動要支援者の支援体制を構築します。



⑥ 訓練等の実施

構築した支援体制に基づき、実際に避難訓練等を行います。

避難行動要支援者の 個別支援計画を立てよう

以下は、避難行動要支援者の避難支援において基本となる個別支援計画づくりの流れとなります。避難支援等関係者で話し合いながら個別支援計画づくりの参考にしましょう。

1 避難行動要支援者名簿を確認しよう



2 地域の状況を確認しよう



3 支援する人を決めよう

4 避難行動要支援者と相談しよう



5 避難ルートや掛かる時間を確認しよう

6 個別支援計画を立ててみよう



7 もう一度話し合おう

1

避難行動要支援者名簿を確認しよう

避難行動要支援者名簿の提供を拒否されなかった方の名簿が、平常時から提供されます。

災害の発生に備え、避難行動要支援者の避難支援等の実施に最低限必要な情報を記した名簿が、平常時から避難支援等関係者に提供されます。

① 個人情報の取り扱いについて

市から提供される名簿には、災害対策基本法により、名簿情報の提供を受けた支援者ご本人に対して、**守秘義務が課せられます**。市は、個人情報の取り扱いについて、避難支援等関係者の責任者に研修を行います。

② 名簿の使用について

名簿は、市関係部署との情報共有・相互連携を図り、地域ぐるみで避難行動要支援者の避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（避難支援等）を実施するための基礎資料（個人情報）であるため、**避難支援以外の目的での使用を固く禁止**します。

③ 名簿の管理方法

名簿は、市から避難支援等関係者に提供されます。責任者においては、施錠可能な金庫、ロッカー、机の引き出し等に保管する等、**適切な管理方法**を検討しておきましょう。



④ 災害時等の名簿提供について

平常時からの名簿提供について拒否を申し出た方についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要がある時は、避難行動要支援者全員が掲載されている**名簿が提供**される場合があります。災害時等に提供される名簿も個人情報であるため、避難支援以外の目的での使用を固く禁止します。

2 地域の状況を確認しよう

地域の状況をみんなと共有しつつ、個別支援計画を立てる準備をしましょう

各地域の状況に合わせ、できる限り多くの避難行動要支援者を避難支援できる体制をつくるため、避難支援等関係者で情報を共有し、個別支援計画づくりに役立てましょう。



① 支援が必要な方を確認しよう

地域に、どれぐらい**避難行動要支援者がいるか名簿情報**で確認しましょう。支援者が足りない場合、人員を確保する等、事前に取り組みましょう。

② どのように個別計画をつくっていくか検討しよう

本ガイドラインを参考に、**地域の実情にあった計画**となるよう、検討しましょう。

③ 支援体制の構築

複数(団体)で避難支援をする際、連絡を取りまとめる人、実際に避難行動要支援者を避難支援する人等、**避難支援体制を構築**しておきましょう。

- **責任者**: 連絡を取りまとめる人
- **支援者**: 実際に避難を支援する人
(避難行動要支援者1人に対し2人以上)

※ **地域で話し合い、責任者及び支援者を決めておきましょう。**

(※作成イメージ)

〇〇〇地区 避難支援等関係者組織図

役割	名前	連絡先
名簿情報管理責任者(会長)	防府 太郎	〇〇-XXXX
名簿情報取扱責任者(副会長)	防府 花子	〇〇-XXXX
名簿情報取扱責任者(副会長)	〇〇 △△	〇〇-XXXX
支援者①	〇〇 △△	〇〇-XXXX
支援者②	〇〇 △△	〇〇-XXXX
支援者③	〇〇 △△	〇〇-XXXX

3

支援する人を決めよう

避難行動要支援者に配慮すべき点、避難ルートや性別、年齢等を考慮し、負担の少ないよう支援する人を決めましょう

災害時に備えて支援する人を決めておくことが必要です。

「誰(避難支援等関係者)」が、「どの人(避難行動要支援者)」に、「何(配慮すべき内容)」をするか、それぞれの役割と、その内容をあらかじめ決めておきましょう。

① 避難行動要支援者1人に対し、 避難支援等関係者は2人以上としましょう

災害の状況により避難支援等関係者が避難支援に行けない場合や、避難支援等関係者1人で担当することが困難な場合があるため、**避難行動要支援者1人に対し、避難支援等関係者は2人以上の体制**で取り組みましょう。

② 負担がないかチェックしよう

状況により、特定の避難支援等関係者が多数の避難行動要支援者を担当することも考えられます。

その際、特定の避難支援等関係者に負担がかかりすぎていないか、実際に担当できる距離(範囲)なのかを検討し、**極力負担の少ないよう取り組みましょう。**

③ 避難支援等関係者の 人材・資格を活用しましょう

避難支援等関係者に医療関係者等、専門的な知識や資格を持っている方がいる場合は、病人の避難行動要支援者を担当していただく等、積極的に**人材や資格を活用しましょう。**



避難行動要支援者とのマッチング例

できるだけ近所の方を担当しよう!

近所であれば、日頃の近所での付き合いや連携が取りやすい等、さまざまな利点があります。

ただし、状況の変化により避難行動要支援者が必要とする避難方法を、適宜見直す必要があります。



支援者を決められない場合は、組織単位で支援しよう!

避難行動要支援者が希望する支援や配慮すべきことが難しい場合や、避難支援を担当する人を決められない場合は、班等のグループ単位、又は各自治会・自主防災組織等の組織単位で支援しましょう。

ポイント

ココだけはチェック☑しておこう!

避難行動要支援者に漏れがないかチェックしよう!

避難支援等関係者が避難支援に行けない場合や避難支援等関係者1人で担当することが困難な場合があるため、避難行動要支援者1人に付き、避難支援等関係者は2人以上で担当しましょう。

人材・資格を活用しよう!

避難支援等関係者に医療・介護・福祉の経験がある等、専門的な知識や資格がある場合は、病人の避難行動要支援者を担当していただく等、積極的に人材や資格を活用しましょう。

避難行動要支援者に適した負担の少ない人員配置を!

近所付き合いができる関係である等、避難行動要支援者、避難支援等関係者ともに、負担の少ない人員配置を心がけましょう。

4

避難行動要支援者と相談しよう

避難支援等関係者は、担当する避難行動要支援者又はその家族等を訪ね、災害時に必要な支援を確認しましょう

① 必要な支援方法について確認しよう

避難支援等関係者は、担当する避難行動要支援者又はその家族等を訪ね、**避難行動要支援者の支援方法をしっかりと確認し、個別支援計画へ反映させましょう。**また、安全なルートの確認等、現地の土地勘を生かして避難ルートを決めていきましょう。

② 避難支援に行けない場合もあることを伝えよう

災害時は、避難支援等関係者も被災者となる可能性があるため、**避難支援に行けない場合もあることを伝えておきましょう。**



ポイント

ココだけはチェック☑しておこう!

無理強いして質問しないようにしよう

避難行動要支援者の中には、個別支援計画を作成するための質問について、答えたくない、又は理解することが難しい方がいる場合があります。無理強いせず、できることから始めましょう。

日頃からできる防災・減災のお手伝いをしよう

避難行動要支援者が望むようであれば、非常持出し品、家具の固定等、平常時からできる防災・減災に、できる限りお手伝いしてあげましょう。

支援方法を確認しておこう

避難行動要支援者への支援としては、情報伝達、安否確認、避難支援の3つに分かれます。避難時に配慮する事項を確認しておくことが、より安全な避難支援へ結びつきます。

5 避難ルートや掛かる時間を確認しよう

担当が決まったら、避難行動要支援者宅から避難所までの避難ルートを歩いてみましょう

① 避難行動要支援者と打ち合わせた内容を確認しよう

災害時に安全で迅速に避難支援できるルートを、避難行動要支援者等やその土地に詳しい方と協力して決めていきましょう。また、**平常時は安全な道でも、災害時には危険な道になる可能性がある**ため、**避難ルートは複数**考えておきましょう。

② 可能なら避難行動要支援者と訓練を

避難ルートは、実際に自分の目と足で確認してみることが大切です。避難行動要支援者の身体や精神等の問題はありますが、防災訓練等で**避難行動要支援者と実際の避難ルートを通る**等、検討していきましょう。



ポイント

ココだけはチェック☑しておこう!

避難ルートに危険がないか確認しよう

避難ルートに坂がある、道路が狭い、溝が多い等の悪路は、災害のとき避難行動要支援者にとって大きな障害となることがあります。できるだけ広く安全なルートを確認しておきましょう。

もしもの時のために、いくつかのルートを決めよう

災害時、避難予定ルートが災害で通行できなくなることが十分に考えられます。あらかじめ避難ルートは複数考えておき、災害の状況により安全なルートで避難しましょう。

防災マップを活用しよう

市や各団体で使用している防災マップを活用して、土砂災害や河川の氾濫のおそれがある等、危険な箇所はできるだけ避けるよう、避難ルートづくりに役立てましょう。

6

個別支援計画を立ててみよう

災害時、避難を効率よく行えるよう、
見本を参考に、避難行動要支援者の情報をまとめましょう

(おもて)

氏名等、名簿に記載している情報については、市が記入します。

避難行動要支援者と同じ住まいで暮らしている方の氏名等をご記入ください。

避難支援等関係者の氏名や住所、連絡先をご記入ください。

避難時や避難所生活で配慮しなくてはならない事項をご記入ください。

災害時避難行動要支援者個別計画書						自治会名	
						〇〇	
ふりがな 支援者氏名	ほうふ たろう 防府 太郎	性別	男	生年月日	昭和〇〇年△△月〇〇日	年齢 〇〇歳	
						(血液型) △型	
住所又は 居所	〒 747-〇〇〇〇 防府市〇〇町△△番××号 □□マンション△△号室				電話1	□□□-××××-△△△△	
						電話2	〇〇-△△△△
居住建物の種別	マンション		住居位置	20階建の			
居住建物の構造	鉄筋コンクリート		2階に居住				
同居家族	氏名	性別	年齢	関係者情報	状況		
	防府 二郎	男	二男	-	〇〇に勤める。毎日午後△△時頃帰宅。		
	防府 花代	女	二女	-	たまに帰ってくる。		
【本人情報】 情報共有方式	介護認定	肢体	視覚	聴覚・音声・言語	内部	知的	
	要介護3	3級					
	手上げ方式	乳幼児	妊産婦	外国人	要介護1又は2	高齢(75歳以上)	その他
			〇				
緊急時の 連絡先	氏名	性別	年齢	住所	連絡先1	連絡先2	
	防府 一郎	男	長男	防府市〇〇町△△番××号	〇〇〇-××××-△△△△	〇〇-△△△△	
	防府 花子	女	長女	防府市□□町〇〇番△△号	〇〇〇-△△△△-〇〇〇〇	□□-〇〇〇〇	
避難支援等 関係者の 連絡先	氏名	所属	住所	連絡先1	連絡先2		
	〇〇 △△	〇〇地区自主防災	防府市〇〇町△△番××号	〇〇〇-××××-△△△△	〇〇-△△△△		
	□□ 〇〇	□□地区自治会	防府市□□町〇〇番△△号	〇〇〇-△△△△-〇〇〇〇	□□-〇〇〇〇		
【その他】							
避難時に携行する医薬品等	〇〇の薬、××の目薬					TEL〇〇-××××	
通院中の医療機関 かかりつけの医療機関	医療機関名	住所	電話番号	担当医			
		△△△△病院	××町□□番〇〇号	〇〇-□□□□	〇〇 △△		
担当ケアマネ	〇〇居宅介護支援事業所			TEL 〇〇-△△△△	高齢 一郎		
避難時や避難所で 配慮しなくてはならない事項	(あてはまるものすべてに□) <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input checked="" type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input checked="" type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input checked="" type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input checked="" type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input checked="" type="checkbox"/> その他 ・認知症があり、奇声を発する ・知らない人の言うことは聞かない ・食物アレルギーがある ・車椅子で移動する						
生命維持装置や体力の消耗が著しい方の送致先	<input checked="" type="checkbox"/> 医療機関送致が妥当 <input type="checkbox"/> 福祉避難所送致が妥当						

個別支援計画は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の避難支援を確認するための書類となりますが、避難行動要支援者が答えづらいことや言えないこと等があった場合は空欄とし、予想で書いたりしないようにしましょう。

不明な点は、防府市高齢福祉課へお問合せください。(P.27参照)

(うら)

避難予定場所1	名称	所在地	電話番号	備考				
	〇〇公民館	〇〇町△△番××号	〇〇-××××					
	指定緊急避難場所							
	洪水	高潮	崖崩れ等	津波	地震	大規模な火事	内水氾濫	指定避難所
	×	○	○	○	○	×	×	○
避難予定場所2	名称	所在地	電話番号	備考				
	〇〇中学校	△△町□□番〇〇号	□□-〇〇〇〇					
	指定緊急避難場所							
	洪水	高潮	崖崩れ等	津波	地震	大規模な火事	内水氾濫	指定避難所
	○	○	○	○	○	○	○	○
要支援者 避難支援 等関係者 避難場所								
支援内容	訪問して避難支援が必要							
<p>避難行動要支援者は、避難支援者(地域等)から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等は、法的な責任や義務を負うものではありません。</p> <p>上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、上記内容(氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等)及び障害名や病名等を防府市及び防府市地域防災計画に定める下記避難支援等関係者に提供することに同意します。</p> <p>(避難支援等関係者)</p> <p>1 防府市消防本部、2 山口県警察署、3 民生委員・児童委員、4 防府市社会福祉協議会 5 自主防災組織及び自治会、6 その他避難支援等の実施に携わる関係者</p> <p>平成〇〇年□□月××日</p> <p style="text-align: center;">氏 名 防 府 一 郎</p> <p style="text-align: right;">要支援者から見た続柄 長男</p> <p>※同意者は本人及び直系血族、同居の親族(同居の六親等内の血族と配偶者又は三親等内の姻族)又は法定代理人とする。</p> <p>※同意の意思について変更の申出がない限り自動継続とします。</p>								

あらかじめ決められている避難場所をご記入ください。また、その場所が対応できる災害もご記入ください。

避難支援する場合のルートを書き入れておきましょう。(略図でも可)

避難行動要支援者の情報提供について、よく理解いただいた上で同意を得ましょう。

7

もう一度話し合おう

再度、担当する避難行動要支援者に漏れ等がないかの最終確認をしましょう

①負担がないか、再度確認しよう

再度、特定の避難支援等関係者に負担がないか、避難行動要支援者に漏れはないか等、最終的な確認を行い、個別支援計画を完成させましょう。完成した**個別支援計画は、責任者と避難行動要支援者の各担当者が責任を持って、適切な管理**に努めましょう。

②避難行動要支援者へ説明に行こう

個別支援計画の内容を変更した場合は、**再度、避難行動要支援者に説明**にいきましょう。



ポイント

ココだけはチェック☑しておこう!

特定の人に偏っていないかチェックしよう

複数の避難支援等関係者が1人の避難行動要支援者を担当することになります。この時、特定の避難支援等関係者に支援すべき人数が偏っていないか確認しておきましょう。

資料管理を徹底しよう

完成した個別支援計画は避難支援以外の目的での使用を固く禁止します。名簿とともに、厳重に管理しましょう。(P.18参照)

積極的に避難訓練に参加しよう

市や各団体等が行う防災訓練に積極的に参加し、担当する避難行動要支援者と避難所へ避難する訓練をしておきましょう。

個別支援計画づくりに困ったら

個別支援計画をつくる際、避難行動要支援者の支援方法に関する疑問や困りごと等がある場合、下記へお問合せください。

問合せ先一覧

高齢者の支援に関する問合せ

高齢福祉課 ☎0835-25-2979

障害者の支援に関する問合せ

障害福祉課 ☎0835-25-2387

妊産婦・乳幼児の支援に関する問合せ

健康増進課 ☎0835-24-2161

その他の方の支援に関する問合せ

高齢福祉課 ☎0835-25-2979

本ガイドラインに関する問合せ

高齢福祉課 ☎0835-25-2979

防府市の防災に関する問合せ

防災危機管理課 ☎0835-25-2115

～第三章～

早めに
避難を
しよう

災害が起きそうな場合は、
早めに避難を始めましょう




避難準備情報


近年の特徴として、高齢者等の避難行動要支援者の被災や、避難途中の被災者が多いことが問題となっています。そこで、特に避難行動に時間を要すると考えられる避難行動要支援者に対して、早いタイミングで避難行動を開始することを求めるのが「避難準備情報」です。

防府市では、県の土砂災害危険情報・降雨量・前兆現象等を元に、次の3段階に分けて避難情報を発令、お知らせします。また、これらの避難情報が発令されていなくても、危険と判断した場合は自主的に避難しましょう。


適切な判断ができるよう、本ガイドラインを読んでおこう



市から避難情報が出たらすぐ避難しましょう



動きやすい格好で逃げよう! 非常持出し品は日頃から玄関に!



危険度

避難準備情報

- 災害発生の可能性が予想される状態です。
- 通常の避難行動ができる人は、非常持出し品の準備を始めましょう。
- 避難支援等関係者は避難行動要支援者の避難を開始しましょう。

避難勧告

- 災害発生の危険性が高い状態です。
- 通常の避難行動ができる人は、避難場所に避難を始めましょう。

避難指示

- 災害発生の危険性が非常に高い状態、またはすでに被害が発生した状態です。
- 避難中の人は直ちに避難を完了しましょう。
- 未だ避難していない人は直ちに避難行動に移ります。なお、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動をしましょう。

情報の流れ

防災情報の伝達にあたっては、高齢者や障害者等にもわかりやすい言葉や表現、説明により、一人ひとりに正確に伝わるように配慮し、同じ障害であっても、必要とする情報は異なることがあるため、避難行動要支援者ごとに合った情報を選んで伝達しましょう。



避難準備について

避難支援に移る前に、非常持出し品の準備と、避難の際に被害を防ぐため、下記の「避難のポイント」を把握しておきましょう。

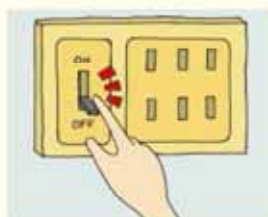
避難のポイント



市が発行している防災リーフレットと防災マップを事前に確認しておきましょう。



「まだこれぐらいなら大丈夫」という思い込みは危険です。早めの行動を心がけましょう。



出火防止のため、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切りましょう。



靴はひもでしっかり締められる運動靴をはきましょう。裸足や長靴はやめましょう。



連絡がとれなくなったときのために、メモ等で行き先をわかるようにしておきましょう。



渋滞を避けるため、徒歩等で避難しましょう。
※状況を判断して車の利用も考慮しましょう。



崖崩れ等の可能性があるため、狭い道や塀のそば、川べり等は避けて避難しましょう。

不同意者の支援について

平常時の名簿提供について拒否を申し出た方についても、**災害時、命に危険がある等、緊急を要する際は名簿が提供**される場合があります。避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を確認できた場合は、名簿が提供され次第、連絡を入れる、安否確認に行く等の**避難支援にご協力ください。**

避難支援について

支援が難しい場合は協力を仰ごう

避難支援の際、避難行動要支援者がケガで動けない、又は命の危険がある場合等は、無理に動かすとかえって危険な場合があるので、**落ち着いて119番に連絡**しましょう。

想定外の事態には臨機応変な対応を

避難支援の際は電話等が通じなくなる可能性が高くなります。その場合、事前に決めておいたことを基本として行動しましょう。

想定外のことが起きた場合、周りの人と協力して対応する等、落ち着いて臨機応変に対応しましょう。

自身の命を優先しましょう

災害の状況により、**身の危険を感じたら、自身の避難を優先**しましょう。

責任者と連絡が取れるようであれば、その旨を伝えましょう。

避難所担当者への引き継ぎ

避難所運営担当者に引き継ぎを

避難行動要支援者を避難所まで避難支援する際、避難行動要支援者ということを伝え、優先的に避難所に入れるよう配慮しましょう。

また、避難所運営の担当者へ引き継ぐ際、個別支援計画に記入

してある、**病気やアレルギー等、配慮すべき点を伝え**ましょう。



避難支援等関係者チェックリスト

災害発生
前or直後

何よりも重視するのは「自分の命」
無理をせず、他の避難支援等関係者と
助け合いながら救助へ向かう準備を

まずは自分の身の安全を確保

まずは自分の身の安全、家族等の安全を確保しましょう。自身がケガ等により、避難行動要支援者の救助に行けない場合、すぐに責任者に連絡しましょう。



避難行動要支援者に連絡後、避難支援へ

自分の身の安全を確認後、同じ避難行動要支援者を担当する避難支援等関係者と連絡を取り、共に避難支援できるか等、確認しましょう。

その後、個別支援計画を確認し、電話やFAX等、事前に決めておいた連絡手段で、避難行動要支援者の安否確認を行いましょう。

ただし、連絡が取れない場合等は、避難所への避難ルートと避難のポイント(P.30参照)を再度確認し、避難行動要支援者のところに向かいましょう。



避難行動要支援者の安全を確認

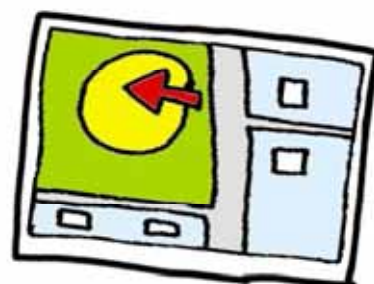
避難行動要支援者に会って、ケガ等がないか確認をしましょう。避難行動要支援者にケガ等がなければ、責任者へ無事であることを報告し、非常持出し品等を持って、避難行動要支援者と避難しまししょう。しかし、避難行動要支援者がケガ等をしており、動かすことにより命の危険がある場合は、119番通報をした後に責任者へ状況を連絡しまししょう。

避難行動
要支援者
避難時

事前に決めておいたとおりの行動を
万が一変更する場合は、
必要に応じて責任者へ報告を

☑ 再度避難ルートを確認して出発

事前に決めておいた避難ルートを確認しつつ、安全に避難所へ向かいましょう。移動の際は、車いすや担架等、避難行動要支援者の状況に応じて対処しましょう。また、事前に決めておいたルートが危険な場合は、安全なルートに変更する等、「安全第一」で行動しましょう。



☑ 避難所の受付を済ませ、報告を

避難所に到着後、避難行動要支援者が優先して受付を行えるよう配慮しましょう。その際、必ず病気や障害、常備薬等、配慮すべき点を避難所の担当者へ伝え、引き継ぎ後、責任者へ報告しましょう。

☑ 平常時からの名簿提供について拒否された方について

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、避難行動要支援者全員が掲載されている名簿を市から提供される場合があります。その場合、平常時からの名簿提供について拒否を申し出た方についても、避難支援を検討しましょう。安全に避難できるルートの設定及び連絡等、できる範囲の避難支援に取り組みましょう。



よくある質問Q&A

Q

避難行動要支援者の支援は、行政がやるべきことではないですか？

A

過去の大災害において、近隣住民による支援が最も有効であることが明らかになっています。行政も全力で支援に当たりますが、行政の迅速な対応には限界があり、行政と地域の皆さんが平素から支援体制を整備していくことが重要です。

Q

災害時は、避難行動要支援者を支援する余裕はないと思うのですが？

A

まずは、自分や家族の安全を確保してください。その上で、可能な範囲で支援をお願いいたします。

Q

自治会等で、個人情報適切に管理できるのですか？

A

市との協定に基づいて管理されれば、問題はありません。このため、自治会等の名簿情報管理責任者には、個人情報の適切な取り扱いに関する研修を受講していただきます。

Q

名簿情報は、どこに保管すればよいですか？

A

自治会館や公民館、名簿情報管理責任者の自宅の金庫、鍵のかかるキャビネット、机等、施錠できる場所に保管してください。



名簿情報を複写して、名簿情報取扱責任者に名簿情報を提供することができますか？



名簿情報全てを複写して提供するのではなく、名簿情報取扱責任者が担当する区域の名簿情報だけを複写して提供することができます。なお、複写した名簿は施錠可能な金庫、ロッカー、机の引き出し等に保管する等、適切な管理をしてください。



名簿情報を、平常時の見守り活動に活用することはできますか？



避難行動要支援者名簿情報は、災害時の支援体制を構築することや、日頃から避難行動要支援者と支援者の関係づくりを進めるために、地域行事への避難行動要支援者等の参加の呼びかけや、日頃からの声かけや見守り活動等に活用できます。



避難行動要支援者の安否確認は、どのように行えばよいのですか？



平常時に提供している名簿や作成した個別支援計画を参考に、電話連絡や自宅訪問により安否確認を実施します。



自治会等に未加入の住民の情報も、自治会等に提供されるのですか？



自治会等に提供する名簿情報は、避難行動要支援者からの拒否の意思表示がない限り、自治会等に指定された地域に住む避難行動要支援者の情報を提供します。自治会等に加入していない方の情報も自治会等に提供し、災害時の支援に活用していただきます。

わたしたちができること

避難行動要支援者のために最も大切なことは、日頃から信頼関係を築くことです。

避難支援等関係者の方へ

コミュニケーションをとって信頼関係を築く

普段から、プライバシーに配慮しつつ、日頃から避難行動要支援者やその家族との交流を深めましょう。また、災害時に必要となる支援について話し合っておき、災害発生時の対応等の情報共有に努めましょう。



非常持出し品の準備のお手伝いをする

避難行動要支援者の方によっては、1人では非常持出し品の準備が困難な場合があるので、お手伝いをしましょう。



避難訓練への参加を呼びかける

避難行動要支援者の方に避難訓練への参加を呼びかけ、避難支援等関係者自身も積極的に参加しましょう。訓練では、誘導するときの移動方法の確認、避難場所の確認などができます。日頃の訓練こそが災害が起きたとき役立ちます。

避難支援等
関係者
向け

ほうふし
防府市
ようはいりょしやひなんしえん
要配慮者避難支援
ガイドライン



平成27年3月作成